○関東地方整備局告示第三百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月二十日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　八王子都市計画道路事業三・四・二十八号石川宇津木線

三　事業施行期間　自平成二十五年六月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都八王子市石川町及び宇津木町地内

使用の部分　東京都八王子市石川町地内

○中国地方整備局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岡山市北区首部字須ノ口四〇〇番二から同市北区首部字須ノ口三五七番三まで	前	二五・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・一六二キロメートル	
	後	二五・〇〇～五二・〇〇メートル	〇・一六二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○九州地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

九州地方整備局長　吉崎　収

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大村市杭出津二丁目七九四番五から同市水主町二丁目七〇四番一一まで	前	二〇・三〇～三一・一〇メートル	〇・四八五キロメートル	
	後	三〇・二〇～三二・五〇メートル	〇・四八五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十日

北海道開発局長　関　博之

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
留萌市本町三丁目一九番から同市五十嵐町二丁目八番一七まで	前	A・B・C　一八・〇〇～三一・五〇メートル	二・〇八四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A・B・C　一八・〇〇～三一・五〇メートル	一・二一七	
		八・五〇～六九・七九	二・〇八四	
			一・二一七	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
千歳市祝梅四六三番三から北海道夕張郡長沼町一〇番一三まで	前	A・B・C・D・E・F・G　一〇・九一～五〇・〇〇メートル	一一・二四六キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	A・B・C・D・E・F・G　一〇・九一～五〇・〇〇	一一・二四六	
		二〇・五〇～三二・〇〇	一〇・八一一	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○福岡県公安委員会告示第百六十二号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年六月二十日

福岡県公安委員会委員長　渋田　一典

一　名称　五代目工藤會

二　主たる事務所の所在地　福岡県北九州市小倉北区神岳一丁目一番十二号

三　代表する者の氏名　野村　悟

四　代表する者の住所　福岡県北九州市小倉北区熊谷四丁目十九番十五号

五　指定番号　九〇一三―一（平成二十二年六月二十二日福岡県公安委員会告示第百七十一号により公示した指定番号九〇一〇―一）

○沖縄県公安委員会告示第七十三号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三条の規定に基づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として指定するので、同法第七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

この指定は、平成二十五年六月二十六日から、その効力を生ずるものとする。

平成二十五年六月二十日

沖縄県公安委員会委員長　翁長　良盛

一　名称　旭琉會

二　主たる事務所の所在地　沖縄県沖縄市上地二丁目十四番十七号

三　代表する者の氏名　富永　清

四　代表する者の住所　沖縄県沖縄市上地二丁目十四番十八号

五　指定番号　九七一三―一（平成二十二年六月二十二日沖縄県公安委員会告示第七十四号により公示した指定番号九七一〇―二）